

第 1 3 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 3 1 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年1月31日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、
第13回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第5 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

2 番	渡邊 等	12 番	渡邊 朗子
-----	------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

19 番	鈴木 陽
------	------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長	橘川 麻美	主事	佐々木 常行
----------	-------	----	-------	----	--------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第13回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、1番木皿清委員、13番菅井武雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。今回報告いたします2件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の2頁から3頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。3件ですが、2件が中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては2組でございます。いずれも双方の合意による解約です。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局長		議案書の4頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、報告いたします。
事務取扱	長	つづいて、整理番号1について担当委員から説明願います。
議		
佐野委員		農地法第3条の報告を致します。今回の申請地は、位置図を見ますと三角の土地になっています。議案書に戻っていただきまして、借受人の方が、今回新規就農でぶどうを作りたいということで話を聞きまして、現地で栽培にするまでの過程を聞いてきました。ぶどうについては、本人が57歳であと3年で、定年したら本格的にやりたいということで、今はまだ苗木を定植して3年ぐらいすると成木になるんじゃないかということで始めたいということで話を伺いました。苗木については今までも土壌栽培をしていますので、また、奥さんも手伝って、長男も参加したいということで、労働員としては3人いるということで、ぶどう栽培については問題ないかと思えます。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
鎌田委員		現況田んぼなので、田んぼから畑にしてぶどうを作るというのは大丈夫なのではないでしょうか。その辺はいかがですか。
佐野委員		今回あがっている土地については、前回の総会、前々回の総会にかかっている同じ場所の一番北側の三角の土地になります。地図を見ると、前2カ所が2回あがっていますから、その並びで一番北側の場所ということで理解していただければ良いかと思えます。それで現地に行き確認したところ、盛り土して畑のような状態で、排水についても、そんなに手がかからない状態ということで確認してまいりました。それで、この三角の土地と南側の土地の間に排水路がありまして、落差が1m50cmぐらいあります。ということで、排水も問題ないかと思えます。畑地として利用するには最適ではないかと思っています。
鎌田委員		分かりました。
議	長	その他にありませんか。
菅原委員		こちらの借受人の方ですが、新規就農ということで、販売を目的として

橘川係長	いるのか、それとも定年退職後の趣味的なことなのか気になるのですが。 本人から聞き取りということで、計画書を出していただいております。本人としてはネットや近くの直売所であったり、家族が小売業を営んでいるということなので、そこで一緒に売るというような話を考えている、計画しているということでした。以上です。
議 長	今の説明で大丈夫でしょうか。菅原委員。
菅原委員	はい。大丈夫です。
議 長	その他ございませんか。 (挙手なし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1については申請のとおり許可することに決しました。
議 長	つづいて、整理番号2について担当委員から説明願います。
長田(茂)委員	位置図の3頁、4頁をご覧ください。駐車場に転用になっていたところなのですが、その残りの部分で、位置図4頁の家の周りに逆L字型のところが該当の農地になります。譲渡人と譲受人はご家族でして、約4a強ということで、家庭菜園的に利活用したいという意向でしたので、特に問題はないかと思います。以上です。
議 長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 譲渡人の申請理由が、耕作が不便なためとありますが、具体的にどこが不便だったのですか。
長田(茂)委員	畑自体がそんなに広くないので、実際耕作するのに大変だろうという事だったと思います。それから、畑の一部は既に駐車場に売却されている部分なので、面積的にも家庭菜園が適当な面積かなと理解しています。
議 長	今の回答でよろしいですか。あと何かありますか。長田(幸浩)委員よろしいですか。
長田(幸浩)委員	はい。
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 2 については申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第 6、議案第 2 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 5 頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が 3 件、5 筆で、面積は 16,165 ㎡。所有権移転が 2 件、2 筆で、合計面積は 5,463 ㎡でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、1 月 31 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の 1 番及び所有権移転の 2 番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。最初に利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番に関しての質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積計画 利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) よって、議案第 2 号、農用地利用集積計画 利用権設定の 2 番、3 番及び所有権移転の 1 番については、計画案のとおりとすることに決しました。つづいて、利用権設定の 1 番について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、7 番 小田原智委員は、除斥となります。
議	長	(7 番 小田原委員 退席) それでは、利用権設定の 1 番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積計画 利用権設定の 1 番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は

		挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画 利用権設定の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(7番 小田原委員 着席)
議	長	小田原智委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。つづいて、所有権移転の2番の審議を行います。6番 長田幸浩委員は、除斥となります。
		(6番 長田 幸浩委員 退席)
議	長	それでは、所有権移転の2番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画 所有権移転の2番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
		挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画 所有権移転の2番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(6番 長田 幸浩委員 着席)
議	長	長田委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第13回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
		午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 番 _____

委員 13 番 _____